

幸手市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例

幸手市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 17 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 項中「第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請に係る規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。